

イ PRTR届出制度

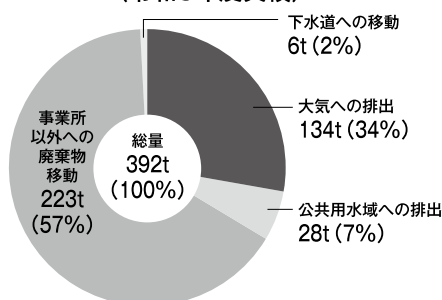
(ア)「化管法」による集計結果

最新の集計値である令和5年度実績分として、市内の214事業所から64種類の化学物質の届出があり、排出量・移動量の合計は392tでした。この量は、全国の届出排出量・移動量402,666tの0.10%、宮城県全体の届出排出量・移動量1,729tの23%にあたります。内訳は、総排出量が162t(41%)であり、このうち大気への排出が134t、公共用水域への排出が28tでした。また、総移動量が230t(59%)であり、このうち、事業所外への廃棄物移動が223t、下水道への移動が6tでした。

届出排出量・移動量の多い物質は、マンガン及びその化合物、炭化けい素、トルエンの順で、上位10物質を合計すると計349tとなり、届出排出量・移動量合計の89%を占めます。

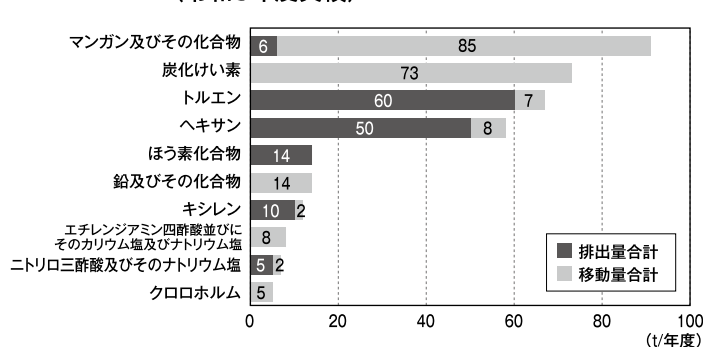
届出排出量・移動量の合計の最も多い業種は鉄鋼業(97t)であり、排出量の最も多い業種は燃料小売業で、移動量の最も多い業種は鉄鋼業でした。

図2-419 届出排出量・移動量の内訳
(令和5年度実績)



※数量は端数処理をしているため、合計は100%にならない場合があります。

図2-420 届出排出量・移動量の多い上位10物質の内訳
(令和5年度実績)



(イ) 化学物質への取り組み

「化管法」では、単に化学物質の排出・移動量の届出を行うだけでなく、市民・事業者・行政間でその情報を共有し、化学物質の排出を削減していくことを目指しており、届出排出量・移動量については本市のホームページに掲載しています。

「化管法」の施行により、排出削減への意識が高まり、削減装置の導入や、作業工程の改善、物質代替により削減への取り組みが進んでいます。

(6) 公害苦情

公害に関する苦情申立への対応は、その適切な処理が地域の生活環境の保全や紛争の未然防止のためにも極めて重要です。

本市では、環境局環境対策課や各区役所等が連携することにより、迅速かつ適切に問題を解決するよう努めています。

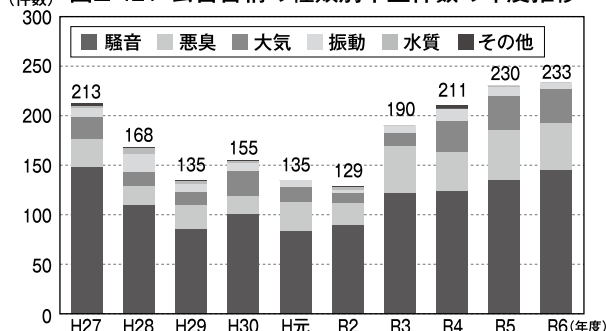
ア 公害苦情申立の現況

令和6年度に受理した申立の総数は233件で、前年度に比べて3件増加しています。内訳は、騒音に関する申立が最も多く145件(62%)であり、次いで悪臭、大気汚染の順となっています。

また、「感覚公害」と呼ばれる騒音、振動及び悪臭に関する申立が計198件で、申立全体の85%を占めています。こうした騒音・振動に関する申立の多くは、ビルやマンションの解体、新築に伴うものによります。

近年は生活スタイルの多様化により、日常生活等に起因する、いわゆる生活公害に関する申立が寄せられることがあり、件数としては44件で、申立全体の19%を占めています。

図2-421 公害苦情の種類別申立件数の年度推移



イ 公害苦情申立の解決のための取り組み

令和6年度に受理した申立のうち、解決した件数は181件(78%)で、残りは翌年度に持ち越しとなっています。

解決にあたっては、法律や条例による規制及び指導を行うとともに、規制になじまない生活公害については、当事者間の話し合いを行うよう勧めています。また、発生源の管理者や作業従事者が相手の立場に立って申立内容を十分理解することに加え、申立者に積極的に情報を提供することが解決につながります。

(7) 自動車環境負荷低減対策

本市では、平成9年3月に「仙台市自動車公害防止計画」を策定、平成16年4月には「仙台市自動車環境負荷低減計画(杜の都自動車グリーンプラン)」に改定し、自動車が環境に及ぼす負荷(自動車環境負荷)の低減を総合的・計画的に進めてきました。この計画は平成23年に改定された「杜の都環境プラン」に統合され、引き続き自動車環境負荷低減対策を進め、大気環境の保全に努めています。

ア 公用車への電動車等の導入

仙台市役所では、自らの事務事業における自動車環境負荷低減のため、「仙台市環境率先行動計画」(平成10年3月策定、令和3年3月からは「仙台市環境行動計画」)に基づき、平成10年度から公用車に低公害車及び低公害型車両の率先導入を進めてきました。平成14年度には「公用車への低公害車導入に関する方針」を定め、平成24年3月には「仙台市次世代自動車等導入方針」へと改正しました。また、令和4年8月には、「グリーン購入法基本方針」改正などにあわせて「仙台市電動車等導入方針」へ改正し、公用車を導入する際は、代替可能な車両がない場合を除き、原則として電動車等に限ることとしました。

令和6年度末現在における次世代自動車の保有台数は、電気自動車85台、プラグインハイブリッド自動車19台、ハイブリッド自動車156台の計260台に達しています。

市民への普及啓発を図るため、電気自動車に専用ロゴマークをラッピングしており、令和5年度からは本市の花であるハギをモチーフにした新しい専用ロゴマーク(右上写真)を使用しています。



▲公用車への電気自動車導入例

(8) 自然的資源の活用

オーエンス泉岳自然ふれあい館では、学校利用を中心としたこどもたちの自然体験活動を支援することに加え、家族向けの自然体験活動を主催するなど、泉ヶ岳の自然を生かし、幅広い世代の方々が自然に親しむことのできる様々な事業を実施しています。

ア 「泉ヶ岳ファミリーアドベンチャー」

四季に応じた自然体験を共有する中で、家族のふれあいや家族間の交流を深めることを目的に、水生生物観察、野外炊事、キャンプファイヤー、テント泊、イワナつかみ、雪遊び、歩くスキー、スノーシューを行いました。

令和6年度は計3回実施し、131名が参加しました。



水生生物観察▶

イ 「泉ヶ岳どきどき体験広場」

共同生活や自然体験活動を通じて、こどもたちが自然の素晴らしさを感じ取る感性を養い、自主・自律・協同の精神をはぐくむことを目的に、沢登り、テント泊、竹箸づくり、ジップライン、歩くスキー、雪遊び、雪中鍋などを行いました。令和6年度は計2回実施し、58名が参加しました。



▲沢登り

(9) 地域資源を生かした地域環境づくり

地域の自然・歴史・文化などの資源を生かしながら、地域コミュニティを活性化させ、魅力ある地域づくりを進めるために、地域の団体や住民の皆さんが主体的に行う取り組みを支援する事業を各区役所や総合支所で行っています。

ア 各区の主な取り組み

(ア) 青葉区

●ほたるの里づくり事業

「仙台市ほたるの里づくり協議会」では、ホタルの保護やその生息環境の維持保全のために、旭ヶ丘地区や新川地区、定義地区などの市内各地において、地域住民の方々が主体となって、長年にわたり水辺環境の保護や再生のための活動を行っているほか、子どもたちの関心を高めるため、各学校とも連携しながら絵画、作文コンクールを実施しています。



▲絵画コンクール入賞作品



▲ホタルの幼虫を沢に放流する子どもたち

(イ) 宮城野区

●すずむしの里づくり事業

「すずむしの里づくり実行委員会」では、市の虫であるスズムシに愛着を持ち、自然界で生息できるような環境づくりに資するため、スズムシの飼育や市民への配布、小学校への出前授業、自然ふ化を目指した放虫などを行っています。



▶ ホームページ「宮城野の音」で検索



▲小学校への出前講座

●宮城野通り愛護協力会による清掃活動

「宮城野通り愛護協力会」は、事業所、自治会等団体又は個人が宮城野通をきれいな道路、そしてまちづくりに寄与しようと年間3回ボランティア清掃活動を行っています。令和6年度は3回開催し、約500名が参加しました。



▲宮城野通清掃活動の様子

(ウ) 若林区

●ひがろくメダカプロジェクト

東日本大震災の前年に、宮城教育大学が研究用に採集していたことから、奇跡的に絶滅を免れた地域固有の井土メダカは、ふるさとの六郷東部地区に令和3年完成した東六郷コミュニティ広場の「メダカ池」で元気に泳ぐ姿を見ることができます。若林区では、夏休みに区役所1階ロビーや、令和7年3月に仙台防災未来フォーラム2025で、パネル展「津波による絶滅を奇跡的に免れた『井土メダカ』里帰りまでの物語」を実施しました。



▲震災による絶滅を免れた奇跡の井土メダカ

 ▶ 動画「『ふるさと』と『井土メダカ』をつなぐ-震災から10年の物語」
せんだいTube、井土メダカで検索

(エ) 太白区

●ディスカバーたいはく事業

冊子「ディスカバーたいはく」で紹介している太白区内の自然、史跡、名所等を訪れ、区民・市民に太白区の魅力を再発見する機会を提供しています。

 ▶ ホームページ
「ディスカバーたいはく」で検索

●太白区まち物語事業

地域住民自らが、地域における歴史・風習・文化などの地域資源を掘り起こして冊子を作成し、理解を深めることで地域愛を育むことができるように支援をしています。

 ▶ ホームページ
「太白区まち物語」で検索



▲区内探訪会の様子

(オ) 泉区

●泉ケ岳悠・遊(ゆう・ゆう)フェスティバル

区名の由来ともなっている泉ケ岳を市民のふれあいと憩いの場とするために、体験登山やステージイベントなどを開催しており、令和6年度は約5,600人の方にご来場いただきました。

秋の泉ケ岳の大自然に触れることで、自然の大切さやふるさとの良さを再確認してもらい、自然愛護の精神涵養と市民の交流促進を図っています。



▲泉ケ岳悠・遊(ゆう・ゆう)フェスティバル

(10) 歴史的・文化的資源の保全と活用

ア 杜の都景観重要建造物の指定

本市では、平成7年に「杜の都の風土を育む景観条例」を制定し、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観形成に取り組んできました。その後、平成16年に制定された「景観法」に基づき「景観計画」を策定するなど、地域の特性を生かした総合的な景観施策を進めています。

条例の方策のひとつに、「杜の都景観重要建造物等の指定」があります。杜の都の風土を醸し、まちの景観形成に重要な役割を果たしている歴史的・文化的建造物や工作物・樹木などについて指定する制度であり、これまでに8件を指定（1件解除）しています。



▲旧針惣旅館（若林区南材木町）

イ 文化財の指定・登録等

本市では、貴重な文化財の中でも、特に重要なもの、保存が望ましいものを、市の文化財として指定・登録し、保存・活用を図っています。令和6年度末現在、市の指定文化財は118件、登録文化財は43件です。

令和6年度は、県指定文化財「旧第四連隊兵舎」を活用した仙台市歴史民俗資料館には24,381人、旧石器時代の自然環境を「氷河期の森」として復元した仙台市富沢遺跡保存館（地底の森ミュージアム）には41,908人、縄文時代の自然環境やムラの様子を復元した仙台市縄文の森広場には19,012人が入館されました。

ウ 四ツ谷用水再発見イベント

平成22年9月に設置された「四ツ谷用水再発見懇話会」（平成25年3月終了）から、四ツ谷用水の周知と継承の手法、四ツ谷用水の活用について一定の方向性を示す「四ツ谷用水の周知と継承のための提言」（平成25年3月）が提出されました。この提言書の内容を踏まえ、四ツ谷用水について広く市民への周知を図り、将来の世代に継承するためのイベント等を開催しています。

令和6年度は、6月と9月に歩く会、11月にバスツアー、12月に四ツ谷用水フォーラムを開催しました。

また、遺跡の場所や写真、解説、関連資料などを掲載したデジタルマップを公開しています。



▲四ツ谷用水バスツアー



▶ せんだい環境Webサイトたまきさん

「四ツ谷用水再発見事業」「四ツ谷用水再発見!デジタルマップ」で検索

エ 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業

これまでの非かんがい期における通水事業の実績に基づき、令和4年9月7日付で令和7年4月24日までの非かんがい期の水利使用の許可を再取得し、浄化及び修景用水目的とした環境用水を導水しています。

令和6年度については、事業期間（令和6年9月11日～令和7年4月24日）において、対象となる8水路に155日の通水を実施しました。



▲非かんがい期に通水された七郷堀

(11) 環境美化

本市では「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、ごみの散乱のない清潔で快適な誇れる街づくりを進めており、「ポイ捨てしにくい環境づくり」と「ポイ捨てしない人づくり」を2本の柱として、以下のような取り組みを進めています。

ア ポイ捨てしにくい環境づくり

(ア) 仙台まち美化サポート・プログラム

道路や公園などの清掃や除草等に取り組む市民団体・学校・企業等の「仙台まち美化サポーター」の活動を、ごみ袋や火ばさみ等の提供などにより支援しています。令和6年度末現在の登録団体数は293団体となっています。

(イ) 地域清掃活動に対する支援

地域の環境美化活動を行う団体に対し、地域清掃ごみ袋(再生プラスチック100%)を配布しているほか、火ばさみなどの清掃用具の貸与や、集めたごみの収集を実施しています。令和6年度は、大サイズ329,469枚、小サイズ129,970枚の地域清掃ごみ袋を配布しました。

イ ポイ捨てしない人づくり

(ア) 全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃キャンペーン(アレマキャンペーン)

市民がまち美化活動に参加できる取り組みとして、毎年春と秋の2回実施しています。参加者は各自自由に場所・時間を設定し、散乱ごみの調査・清掃を行い、結果を「アレマレポート」で報告します。

令和6年度の春は延べ602人、秋は延べ660人の方々が参加しました。